会議の公開・非公開について

資料１

１　結　論　　　　公開とする。

ただし、第２回の会議については、非公開が妥当である。

２　非公開とする理由

第２回会議では、応募内容の審査を予定しており、会議を公開することにより、審査選定上必要な情報であっても、企業秘密に関する情報が含まれているため。

３　非公開の法的な根拠

・会議の公開に関する指針　３（１）

・大阪府情報公開条例第８条第１項第１号

【参考】

○会議の公開に関する指針 ＜裏面＞

○大阪府情報公開条例【第８条第１項第１号】

第八条　実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれか

に該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

一　法人(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報

の公開に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同

じ。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公

社その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法

人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で

あって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その

他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し

危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な

影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外

公開情報」という。)を除く。)

　　　　　　　　　会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日　大阪府知事決定

平成８年10月１日　一部改正

平成12年 6月１日　一部改正

平成24年11月1 日　一部改正

　この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第３３条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

１．目　的

　　審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

２．対　象

　　この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

３．会議の公開の基準

　　審議会の会議は、原則として公開するものとする。

　　ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことがで

きる。

　(1)　会議において大阪府情報公開条例第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合

　(2)　会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成で

きないと認められる場合

４．公開・非公開の決定

　　審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

５．公開の方法等

　(1)　審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認め

るものとする。

　　　なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

　(2)　審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

６．会議開催の周知

(1)公開で行う会議の開催の周知は、インターネットの利用等により、会議日の確定後直ちに行うものとする。

　(2)　会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手

続を明記するものとする。

７．その他

　　会議の経過、結果について、会議終了後できるだけ速やかに、インターネットの利用等による公表に努めるものとする。